

港区印鑑条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(登録資格)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>一 十五歳未満の者</p> <p>二 意思能力を有しない者</p> <p>(中略)</p> <p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、区長は、法第三十条の四十五に規定する外国人住民(次条及び第十五条において「外国人住民」という。)である登録申請者が、その者に係る住民票の備考欄に記載(法第六條第三項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定</p>	<p>(前略)</p> <p>(登録資格)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の者については、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>一 十五歳未満の者</p> <p>二 成年被後見人</p> <p>(中略)</p> <p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、区長は、法第三十条の四十五に規定する外国人住民(次条及び第十五条において「外国人住民」という。)である登録申請者が、その者に係る住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されて</p>

の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑登録原票)

第八条 区長は、印鑑登録原票を備え、次に掲げる事項を登録する。

一・二 (略)

三 氏名(氏に変更があつた者である登録申請者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民である登録申請者に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)

四〇七 (略)

(後略)

付 則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

いる印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑登録原票)

第八条 区長は、印鑑登録原票を備え、次に掲げる事項を登録する。

一・二 (略)

三 氏名(氏に変更があつた者である登録申請者に係る住民票に旧氏の記載(法第六条第三項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。))をもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。))がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民である登録申請者に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)

四〇七 (略)

(後略)